

東村山市立共同利用工場施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成25年2月22日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市立共同利用工場施設条例の一部を改正する条例

東村山市立共同利用工場施設条例（平成9年東村山市条例第17号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 東京都との土地賃貸借契約が平成38年度末までであることを踏まえ、使用期間及び更新についての特例措置を設けるため、本案を提出するものがあります。

東村山市立共同利用工場施設条例の一部を改正する条例

東村山市立共同利用工場施設条例（平成9年東村山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

（使用期間及び更新に関する特例措置）

3 平成27年4月から平成36年3月までの間に使用開始日の属する月（以下「開始月」という。）がある使用者に対する使用期間の更新については、第12条第2項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用者の区分に応じて当該各号に定める回数を超えることができない。

（1）平成27年4月から平成30年3月までの間に開始月がある使用者

3回

（2）平成30年4月から平成33年3月までの間に開始月がある使用者

2回

（3）平成33年4月から平成36年3月までの間に開始月がある使用者

1回

4 平成36年4月から平成39年3月までの間に開始月がある使用者の使用期間は、第12条第2項本文の規定にかかわらず、これを更新することができない。

5 前項に規定する使用期間及び次の各号に掲げる更新の期間は、第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成39年3月までを限度とする。

（1）平成25年4月から平成27年3月までの間に開始月がある使用者に対する使用期間の4回目の更新

（2）第3項第1号の使用者に対する使用期間の3回目の更新

（3）第3項第2号の使用者に対する使用期間の2回目の更新

（4）第3項第3号の使用者に対する使用期間の更新

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

東村山市立共同利用工場施設条例の
一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

附 則（平成9年東村山市条例第17号）

（使用期間及び更新に関する特例措置）

3 平成27年4月から平成36年3月までの間に使用開始日の属する月（以下「開始月」という。）がある使用者に対する使用期間の更新については、第12条第2項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用者の区分に応じて当該各号に定める回数を超えることができない。

（1）平成27年4月から平成30年3月までの間に開始月がある使用者
3回

（2）平成30年4月から平成33年3月までの間に開始月がある使用者
2回

（3）平成33年4月から平成36年3月までの間に開始月がある使用者
1回

4 平成36年4月から平成39年3月までの間に開始月がある使用者の使用期間は、第12条第2項本文の規定にかかわらず、これを更新することができない。

5 前項に規定する使用期間及び次の各号に掲げる更新の期間は、第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成39年3月までを限度とする。

（1）平成25年4月から平成27年3月までの間に開始月がある使用者に対する使用期間の4回目の更新

（2）第3項第1号の使用者に対する使用期間の3回目の更新

（3）第3項第2号の使用者に対する使用期間の2回目の更新

（4）第3項第3号の使用者に対する使用期間の更新

旧 条 例

附 則（平成9年東村山市条例第17号）

新 条 例

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

旧 条 例